

亀山市

乗合タクシー 愛称 & シンボルマーク 大募集

素敵な愛称
待ってます！



平成30年10月から運行を開始する乗合タクシーを市内外へ周知し、興味や機運を高め、愛着や親近感を深めていただくために愛称及びシンボルマークを募集します。

募集期間

平成30年**5月1日(火)～5月31日(木)**まで(必着)

募集の内容

次の3つをテーマとして募集します。

- (1) 亀山らしさがあるもの
- (2) 乗合タクシーを広くPRでき、イメージ向上につながるもの
- (3) 乗合タクシーを利用する人に活力と元気を与えるもの

応募資格

- 年齢や居住地等は問いません。
- 応募作品は、1人または1団体につき3点まで可能です。

愛称及びシンボルマークの使用方法

- 愛称及びシンボルマークは、主にパンフレット、乗合タクシー乗降場所を示す標識及び乗合タクシー車両の側面に張り付けるマグネットシート等に使用します。
- その他、乗合タクシーの利用促進に関わる取り組みで作成する物品、資料等に使用します。

応募規定

- (1) 用紙1枚につき1作品とします。
- (2) 図案について、以下のことに留意してください。
 - ① 応募用紙または縦横15cmの枠を書いたA4版白色用紙(枠外に天地を明示)を縦に使用し、折り曲げは厳禁とします。
 - ② 図案の手書き・デジタル、画材、技法は自由とします。
 - ③ 図案とは別に、以下のことを明記してください。
 - ① 図案の名前(愛称) ② 図案の説明(趣旨) ③ 郵便番号、住所
 - ④ 氏名(ふりがな)、性別、年齢 ⑤ 電話番号

応募方法

応募用紙は、亀山市産業建設部産業振興課商工業・地域交通グループへ持参または郵送してください。なお、FAXや電子メールでの受付はしません。(土日祝日を除いた、午前8時30分から午後5時まで)

賞及び副賞

最優秀賞 1点 賞金50,000円(愛称等採用作品)
優秀賞 2点 賞金10,000円(最優秀賞に次ぐ優れた作品)
(受賞者が中学生以下の場合は、相当額の図書カードとなります)

選考方法

応募された作品の中から、乗合タクシー愛称等選考委員会にて選考します。

決定時期、発表方法等

平成30年7月

- (1) 最優秀賞、優秀賞のみ文書をもって通知します。
- (2) 亀山市ホームページや広報等で発表します。

応募先・お問い合わせ

亀山市産業建設部産業振興課商工業・地域交通グループ
〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地
TEL0595-84-5049 FAX0595-82-9669
E-mail shokogyo@city.kameyama.mie.jp

乗合タクシー愛称&シンボルマーク デザイン応募用紙

受付番号
(記載不要)

デザイン画の愛称

デザイン画

デザインの趣旨
(100文字以内)

ふりがな 氏 名	性 別	年 齢	才
住 所	電 話 番 号		

留意事項

(1) 亀山市の乗合タクシーをイメージできる絵柄のデザインで、未発表作品であるものに限りします。他のコンテストで入賞したものや、著作権、商標その他第三者の権利を侵害するものは、審査の対象外とします。ただし、亀山市が著作権を有するイメージキャラクター(シーゼン・市章等)等を使用することは可能です。(2) 採用作品が他の著作権等を侵害することや、著しく類似した作品が発表されていることが判明した場合は、審査結果発表後であっても採用を取り消すことがあります。(3) 作品に関し、第三者との間に権利侵害などにより紛争が生じた場合は、応募者の責任と費用により解決してください。(4) 誹謗、中傷を含むものや、公序良俗に反するものは審査の対象外とします。(5) 応募作品は返却しません。(6) 応募に係る費用は、応募者において負担してください。(7) この応募により取得した個人情報は、目的以外に使用しません。ただし、入賞者については、氏名、住所の一部を公表します。

作品の取扱いについて

(1) 採用作品に係る一切の権利は亀山市に帰属するものとし、商品化などに関する対価は無償とします。(2) 採用作品の応募者は、採用作品について亀山市が商標・意匠の出願・登録することを認めることとします。(3) 亀山市において、採用作品の図案、愛称等を使用するにあたり、若干の変更または修正を行う場合があります。